

# 青森県報

第二千六十二号

平成十四年八月十九日 (月曜日)

## 目次

### 告 示

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(水産振興課) ……一

### 公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経営振興課) ……一

右 同……………( 同 ) ……二  
採石業務管理者試験の施行……………(河川砂防課) ……二

### 出先機関

道路の位置の指定……………(むつ県土整備事務所) ……三

## 告 示

青森県告示第三百九十五号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十四年八月十九日

青森県知事 木 村 守 男

## 届 出 事 項

## 指定漁船調書の縦覧

加入区 の 称	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所
平 館	東津軽郡平館村大字根岸字小川二七番地 前 田 廣 臣 東津軽郡平館村大字根岸字小川八五番地三 木 浪 昭 東津軽郡平館村大字石崎字弥蔵釜六九番地一 小 鹿 三左エ門	平成十四年八月十九日から九月二日まで	平館村漁業協同組合

## 公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年八月十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランド青森店

青森市大字八ツ役字矢作一〇四の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機

群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一

代表取締役 山田昇

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年八月十九日から同年九月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年八月十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カプセンター弘前店

弘前市城東第五土地区画整理事業地内五五街区の一外 一七筆

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役社長 秦勝重

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十四年八月十九日から同年九月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

採石業務管理者試験の施行

平成十四年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公告する。

平成十四年八月十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成十四年十月十一日（金）午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館「アスパム」五階 会議室「あすなる」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項

三 受験願書の受付期間

平成十四年九月二日（月）から同月二十四日（火）まで（郵送の場合は、同月二十四日付けの消印のあるものまで有効とする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の一

青森県県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 履歴書 一通

3 写真 一枚 (写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

六 受験手数料

八千円 (青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。)

七 その他

受験願書及び履歴書の用紙は、青森県土木整備部河川砂防課で配布する。(郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手を貼り付けたものを同封すること。)

受験者には、青森県土木整備部河川砂防課から受験票を送付する。

### 出 先 機 関

むつ県土整備事務所告示第五号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則 (昭和三十六年二月青森県規則第二十号) 第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年八月十九日

むつ県土整備事務所長 石 井 博 雄

むつ市新町九〇七の二九 及び九〇七の三一	位 置	七九・六六メートル	延 長	六・〇〇メートル	幅 員	平成 一四・八 五	指定年月日
-------------------------	-----	-----------	-----	----------	-----	-----------------	-------

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭